第104号
昭和40年(1965)
8月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)2151番

広報とちお

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(6月末日現在)

世帯数	7,618
男	17,748人
女	19,105人
計	36,853人

今月の市税
▷市県民税 第2期分
▷軽自動車税 随時分
納期 8月31日

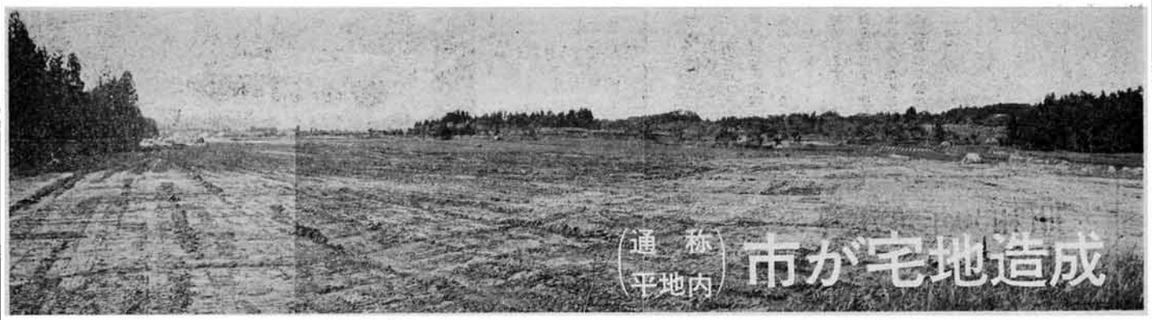

市が宅地造成(通称平地内)

四万三千平方メートルの整地終る

二百戸の建築を予定

市が、本年度の重点施策の一つとして、通称平地区に予算一千三百万円で宅地造成事業を進めておりますが、このほどその一部である整地が終わりました。

これは、年々住宅建築がふえるいっぽうで、旧町部にはほとんどあき地をみることができなくなり、これを少しでも解決し、あわせて産業基盤の整備を図ることをねらいとしています。

次に、あらましをお知らせいたします。

造成地点は、栃尾市大字栃尾町字大倉(通称平地区)

広さは、四万三千四百六十一平方メートル(一三、一七〇坪)で南北に長方形で、市の中心から直線で東南東に一キロメートル地点になります。

整地三万四千八百五十五平方メートル(一〇、五六二坪)山林八千六百二平方メートル(二、六〇八坪)を整地し、完成すると、市民のかたに分譲するため、三三〇平方メートル(一〇〇坪)区画を一〇〇区画、九九平方メートル(三〇坪)一二区画つくります。造成土地三三〇平方メートルの区画に二戸建設できるものとして二〇〇戸、九九平方メートルの区画に一戸建として一二戸、合計二一二戸建築できる予定です。

造成地内の道路は、幹線、南北に幅員六・五メートル、東西に支線幅員四メートルから成っており、市道、金沢、平線と幅員六・五メートルで幹線道路と結ばれております。

住宅団地としては、高台で日当たり環境の面からも最適地といえましょう。

残された工事(排水、道路)も八月二十日までに完了する予定ですので、そのとき詳細にお知らせして買受希望者をとりまとめたいと思います。

申し込みはいましばらくお待ちください。

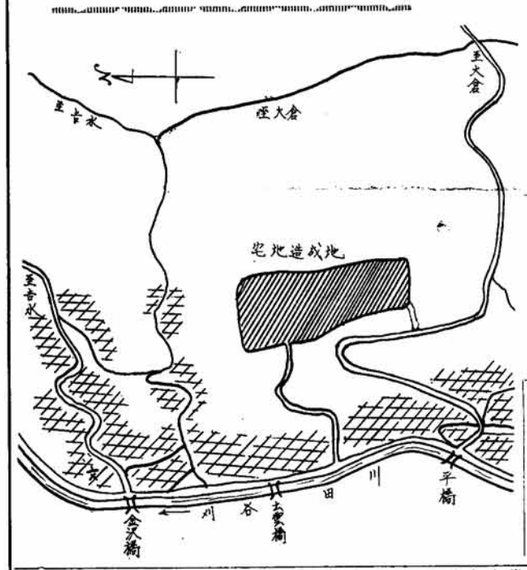

ありがとうございました

社会福祉に寄付

「しあわせを少しでも多くの人にわかち合ってください」と市福祉事務所や警察署を訪ずれ金品を届けてくれます。市福祉事務所は、この善良者のお心ざしをさっそく生活に困っているかたや社会福祉施設にお届けしており、たいへんよろこばれています。

心あたたまる寄託者は、次のとおりです。

佐藤敬助(土々町)、井田久子(天下島)、佐藤義一(赤谷)、徳橋道子(滝之下)、大崎百合子(大町)、平イセ外三名(下谷内)、目黒茂七郎(金町)、諸橋孝(北荷頃)、桐生マツ(旭町)、灰野友裕(三光)、小貫青年会代表宮輪輝男(小貫)、鈴木実(新町)とく名のかたもありましたが、できるかぎり、お名まえをおきかかせいただきます。

大崎百合子さんは、五年前から毎月寄託されています。ほんとうにありがとうございました。

(福祉事務所)

選挙人名簿を作成(九月十五日現在で)

登録資格調査を実施

選挙管理委員会は、毎年九月十五日現在で選挙権のある人を調査して、基本選挙人名簿を新しく作り替えます。

▽**有権者調査は世帯ごとの調査票で**

選挙権のある人の調査は、昨年と同じ「選挙人名簿登録資格調査票」を区長(班長)さんを通して皆さんの世帯ごとに内容を確認していただきそれをもとにして名簿を作ります。

▽**調査票の内容を確めてください**

この調査票は八月中に「住民登録簿」と照合して九月中旬頃おくばりしますが、照合後の異動もあり、また、住民登録の届出を確実にさならないかたもあるようですので、資格のある人が記入洩れになったり、実際には住所のない人が記入してあることも考えられますので、記入内容をよく確めてください。

▽**記入内容の訂正は**

次のような人が記入してあったら、横線を引いて消し異動事項欄に、それぞれの理由を書いてください。

○死亡者や住所のない人が書いてあったら

▽**有権者調査は世帯ごとの調査票で**

選挙権のある人の調査は、昨年と同じ「選挙人名簿登録資格調査票」を区長(班長)さんを通して皆さんの世帯ごとに内容を確認していただきそれをもとにして名簿を作ります。

▽**調査票の内容を確めてください**

この調査票は八月中に「住民登録簿」と照合して九月中旬頃おくばりしますが、照合後の異動もあり、また、住民登録の届出を確実にさならないかたもあるようですので、資格のある人が記入洩れになったり、実際には住所のない人が記入してあることも考えられますので、記入内容をよく確めてください。

▽**記入内容の訂正は**

次のような人が記入してあったら、横線を引いて消し異動事項欄に、それぞれの理由を書いてください。

○死亡者や住所のない人が書いてあったら

○住所がある人で記入してなかったら

氏名、続柄、生年月日、性別等のほか栃尾市に住みはじめた年月日、それまで住んでいたところを書いてください。

なお、会社や商店そのほか勤務先に住み込みで勤務する人は、二重登録や登録洩れのないようにするため、実家等とよく連絡のうえ、実家の住所世帯主名を備考欄に記入してください。

○**ことしの基本選挙人名簿に登録される人は**

○昭和二十年十二月二十一日以前に生れた人(十二月二十一日現在で満二十年以上の人)

○ことしの六月十五日以前から、引きつづいて栃尾市内に住所のある人(九月十五日現在で三ヵ月以上市内に住所を有する人)

○九月十五日現在選挙権を停止中でない人

▽**住所とは**

最近は、市民の住所の異動が はげしく、長期のでかせぎや稼雪による交通事情のため夏期通勤、冬期住み込み等のように解されます。

○一時的の所在地でなく生活の本きょのあるところ。

○病院その他療養施設に入院加療中の人の住所は、通常の場合病院等でなく実家である。

○営内居住の自衛隊員の住所は通常隊内にある。

○修学のため寮、下宿等に通年居住する学生の住所は普通の場合寮、下宿等にある

現在市民の住所等を調べる台帳として、一般的には「住民登録簿」が使用されており選挙人名簿もこれによって作りたいのですが、現在は「住民登録簿」だけによって有権者を調べることはむずかしい状況です。

そのため住民登録をしてあるかの、市民税を納めているからとか、今まで名簿に登録されていたからなどとお考えなさらずに、必ず調査票の記入のあるかなしをたしかめてください。

選挙人名簿には、次の二三ヵ月)が、選挙権の要件を備えるようになった人は補充選挙人名簿の登録申出をしていただかなければ、選挙人名簿に登録することができません。

なお、基本、補充選挙人名簿ともに名簿が確定すると、追加登録したり、除いたりすることができないことになっています。また、その名簿の有効期間中は市内で住所の異動があっても、所属する投票区を変更することはできません。

補充名簿は基本選挙人名簿の補助的性格をもっていれになった人、その後年令で、その効力も基本名簿の(満二十年)や住所期間(有効期間中となっています

選挙人名簿とは

死亡者　月日死亡

市内の住所異動　月日何(部落)何某方へ出る

市外へ転出者　月日何県何市何町へ出る

住所がある人で記入してなかったら

氏名、続柄、生年月日、性別等のほか栃尾市に住みはじめた年月日、それまで住んでいたところを書いてください。

なお、会社や商店そのほか勤務先に住み込みで勤務する人は、二重登録や登録洩れのないようにするため、実家等とよく連絡のうえ、実家の住所世帯主名を備考欄に記入してください。

ことしの基本選挙人名簿に登録される人は

○昭和二十年十二月二十一日以前に生れた人(十二月二十一日現在で満二十年以上の人)

○ことしの六月十五日以前から、引きつづいて栃尾市内に住所のある人(九月十五日現在で三ヵ月以上市内に住所を有する人)

○九月十五日現在選挙権を停止中でない人

住所とは

最近は、市民の住所の異動がはげしく、長期のでかせぎや稼雪による交通事情のため夏期通勤、冬期住み込み等のように解されます。

○一時的の所在地でなく生活の本きょのあるところ。

○病院その他療養施設に入院加療中の人の住所は、通常の場合病院等でなく実家である。

○営内居住の自衛隊員の住所は通常隊内にある。

○修学のため寮、下宿等に通年居住する学生の住所は普通の場合寮、下宿等にある

現在市民の住所等を調べる台帳として、一般的には「住民登録簿」が使用されており選挙人名簿もこれによって作りたいのですが、現在は「住民登録簿」だけによって有権者を調べることはむずかしい状況です。

そのため住民登録をしてあるかの、市民税を納めているからとか、今まで名簿に登録されていたからなどとお考えなさらずに、必ず調査票の記入のあるかなしをたしかめてください。

福祉年金額など改正される

国民年金法、児童扶養手当法、重度精神薄弱児扶養手当法の三法がこのほど一部改正になりました。

改正された主な点は、福祉年金額、扶養手当額の引上げと支給制限の緩和であります。

また、障害年金の対象となる障害および児童扶養手当の対象となる児童の障害の範囲も昭和四十年八月一日から加えられることになりました。

なお改正になった福祉年金額、扶養手当額等の引上げ額は次表のとおりです。

(国民年金係)

福祉年金額

		改正前	改正後	施行期日
年金額	老令	13,200	15,600	昭和40年9月1日
	障害	21,600	24,000	
	母子及び準母子	15,600	18,000	
所得制限	受給権者所得額制限額	200,000	220,000	昭和40年5月1日
	受給権者が子等の扶養する場合の加算額	30,000	40,000	
	扶養義務者所得制限額(扶養親族5人の場合)	654,000	716,000	
	公的年金と福祉年金の併給の場合	80,000	102,500	昭和40年10月1日

児童扶養手当額等

		改正前	改正後	施行期日
手当額	児童1人の場合(月額)	1,000	1,200	昭和40年9月1日
	児童2人の場合(月額)	1,700	1,900	
所得制限	支給対象者額	200,000	220,000	昭和40年5月1日
	支給対象者が児童を扶養する場合の加算額	30,000	40,000	
	扶養義務者所得制限額(扶養親族5人の場合)	654,000	716,000	

重度精神薄弱児扶養手当額等

		改正前	改正後	施行期日
手当額1人月額		1,000	1,200	昭和40年9月1日
所得制限	支給対象者額	200,000	220,000	昭和40年5月1日
	支給対象者が児童を扶養する場合の加算額	30,000	40,000	
	扶養義務者所得制限額(扶養親族5人の場合)	654,000	716,000	

気象異変で長く続いたつゆもあけ、いよいよ水泳シーズンを迎えました。

幼児、学童は、毎日のようにプールや川に出かけますがちょっとした気のゆるみに生命まで失うこともあります。

学童の夏休み期間中は、父兄などが、指定された水泳場の監視にあたっていますが、保護者のかたがたも子供の健康状態に気をくばり、体のすぐれないときは絶対泳ぎにやらないようにしましょう。

次のことに注意しましょう

◎指定以外での水泳はやめさせる。

◎水泳場には救命具(ロープ)など備えておく

◎栃尾小、中学校(土々谷地区学童除く)学童は、川での水泳は禁止しています。

戦没者等の遺族へ

特別弔慰金を支給

該当者は早めに手続きを

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法が、六月一日公布され施行になりました。

この特別弔慰金は、額面三万円の無利子の国債で、昭和四十一年六月を初回として、以後毎年六月に三千円づつ十年にわたって支給されるものです。これは、遺族全部に対して支給されるものではなく次の条件の人々に支給されるものです。

支給条件

遺族援護法による弔慰金(五万円、又は三万円の国債)を受けた者で、昭和四十年四月一日において公務扶助料、遺族年金等の年金を本人を含めて、誰れも受けている遺族がないという場合で次の区分によります。

配偶者の場合

(1)戦没者死亡後その遺族(三親等間)と婚姻した者。

(2)戦没者死亡後氏を改めないで婚姻した者。

(3)昭和二十七年四月までに、遺族以外と婚姻したが配偶者位の遺族が他にないため、弔慰金を受けた者

子の場合

(1)年金等を受けていたが、成年となったため受けられなくなり、遺族のうち他の誰もが年金を受けていない場合で弔慰金を受けた者

(2)弔慰金を受けなかったが、弔慰金を受けた遺族がなくなっている場合は、戦没者の子に限り転給される。

父母、孫、祖父母の場合

遺族のうち誰れも公務扶助料等の年金を受けていないこと。

兄弟、姉妹および三親等の場合

遺族のうち誰れも公務扶助料等の年金を受けていないこと。

該当のかたは、申請していただくことになりますから早めに、市厚生課へご連絡ください。

(厚生課)

警察官募集

▽受験資格

学歴は問わない。学力は高校卒業程度。年令は満十八才から二十五才まで、ただし来春高校卒業者は十七才でも可能。身長は一五八センチメートル以上

▽試験と発表

第一次　九月十二日　長岡市他、筆記、身体検査

第二次　十月下旬

▽受験受付

七月二十日から九月四日まで。警察署と駐在所で行なう

東谷地区の電報配達を変更

栃尾電報電話局から東谷地区の電報取扱いについてお知らせします。

▽東谷郵便局から配達していた電報は、直接栃尾電報電話局から配達されます。

▽東谷郵便局の電報受付時間は、当分の間平日午前八時から午後六時まで、日曜(祝日)は、午前八時から正午までとします。

▽東谷郵便局から発信される電報の局名は「ニイガタチオ」を使います。

公民館だより

第四回 市民水泳大会終る

四種目に大会新

市公民館、市体育協会共催第四回市民水泳大会は、八月一日栃尾中学校プールで小、中学生も参加して盛会におこなわれ、各種目に新記録がうまれました。中でも青少年分団対抗リレーでは、昨年につづき金町分団が二年連続優勝しました。

なお、成績は、次のとおりであります。(◎=大会新)

▽小学五年、自由型二五M

①林金一、二六秒〇

▽小学六年　自由型二五M

①遠藤治　二二秒四

②福王寺高男　③金子順一

▽中学女一年自由型二五M

①酒井悦子　二二秒〇

②佐藤妙子　③飯浜千鶴子

▽中学女二年自由型二五M

①蹴佐和子　二八秒〇

②佐野文　③島鈴子

▽中学男一年自由型五〇M

①五十嵐敏　四七秒〇

②学生も参加して盛会

③蹴佐貢　④椿明夫

▽中学男一年平泳五〇M

①五十嵐敏　五六秒三

②蹴佐貢

▽中学男二年自由型五〇M

①大竹　剛　②蹴佐貢

▽中学男三年自由型五〇M

①山崎徹　三六秒四

②三沢伸二　③佐藤鉄二

▽中学男二年平泳五〇M

①星正典　四九秒二

②三沢伸二　③佐藤健二

▽中学男三年自由型五〇M

①小林給嶋、三七秒〇

②本間正美　③杵淵清喜

▽中学男三年平泳五〇M

①渠滝秀久　四八秒一

②大竹福次郎　③那須正平

△一般自由型五〇M

①笠井正一郎　三三秒八

②佐藤喜一　③島勉

▽同自由型一〇〇M

①大竹　直　一分二四秒九

②蹴佐　実

▽同自由型二〇〇M

①大竹　直　三分二一秒〇

②佐藤一郎

▽同平泳五〇M

①安井次男◎四二秒〇

②渡辺新次　③島勉

▽同背泳五〇M

①桐生太郎◎四〇秒九

②岩崎良助◎四一秒一

③桐生源一

▽同潜水レース

①渡辺新次　◎五〇M

②佐藤喜一　③安井次男

▽青少年分団対抗リレー

①金町分団　②原　③上谷内

△一般団体リレー二〇〇M

①水泳連盟　二分三一秒一

②栃尾中職員　③栃高

愛農学級生が先進地を見学

市公民館では、七月二十八日、愛農学級の開講式を行ないました。

開講式終了後、さっそく見学研修のため長岡市にある長岡県農事試験場の農業機械の展示場を見学、続いて種作場を見学し、引率の係員と熱心な質問をしておりました。

そのあと日越農協の養豚の多頭飼育場を見学し規模の大きさに受講生は驚いておりました。研修会終了後、市公民館長を次のとおり選任しました任期は、二ヵ年です。

下塩谷分館長　大橋義家、上塩谷分館長　藤田俊一、東谷分館長　仲野長雄、入東谷分館長　棒才二、荷頃分館長猪俣敏、西谷分館長　高野正徳、中野俣分館長　深佐美四吉、半蔵金分館長　桧沢権吉

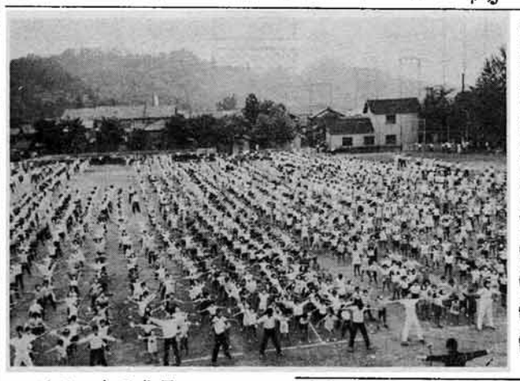

親子そろってラジオ体操を

市公民館、栃尾小・中学校同PTA共催で、夏季ラジオ体操を各町内を会場に朝六時三十分からラジオのリズムにあわせて実施中です。

父兄のかたも朝のひとゝきラジオ体操におゝいに参加してください。

【ラジオ体操合同開会式】

分館長を選任

市教育委員会では、七月一日づけで公民館各分館の分館長を次のとおり選任しました

任期は、二ヵ年です。

水難救助講習会実施される

栃尾市、市教委、市公民館体協の共催で、七月十八日栃尾小学校プールで、水難救助講習会が開催されました。

栃尾市内各分館から四十余名が参加し、小雨まじりの冷めたいプールの中で熱心に受講しました。講師は日赤安全委員会副委員長尾形氏、見附警察署の町田氏でした。

盆踊りを開催

きたる八月十七日、二十六日、二十七日の三日間栃尾小学校で盆踊りを開催します。

【農機具を見る愛農学級生】館に帰り、意義ふかかった研修の話し合いを開き、活発に意見交換を行ない今後の参考にしました。

また、受講生からの意見もあり、今月は、巻町に設立された県立実農館高等学校を見学する予定になっております

財政事情のあらまし

（40年1月1日 ～ 40年6月30日）

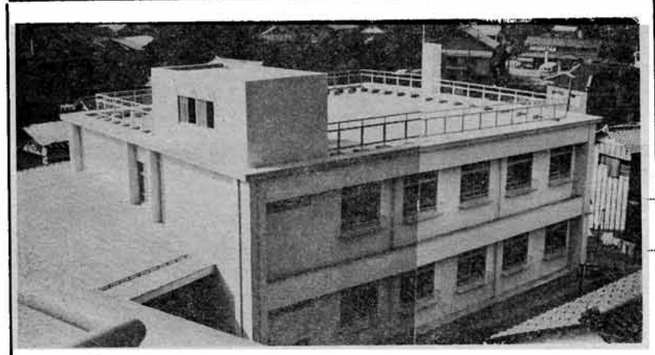

郷病院脇にできあがつた伝染病隔離病舎

告示第16号
栃尾市「財政事情」の作成及び公表に関する条例に基づき、昭和40年1月1日から昭和40年6月30日までにおける本市の財政事情を次のとおり公表します。
昭和40年8月1日
栃尾市長　千野勝司

はじめに

今回は、昭和三十九年度の決算状況と昭和四十年度予算の六月末現在の執行状況などをグラフ等により説明します。

市の財政状況をご理解のうえ市発展のため市政の運営に特段のご協力をお願いします。

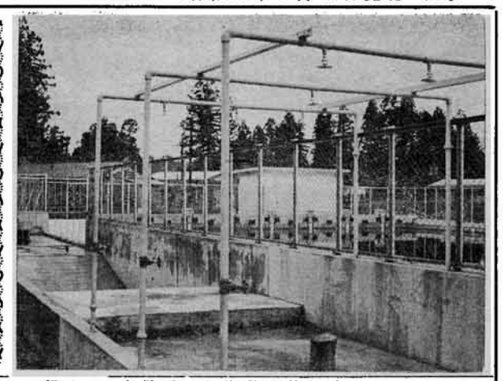

栃尾中学校プール

昭和40年度一般会計予算とその執行状況

総額 8億3,800万円（6月30日現在）

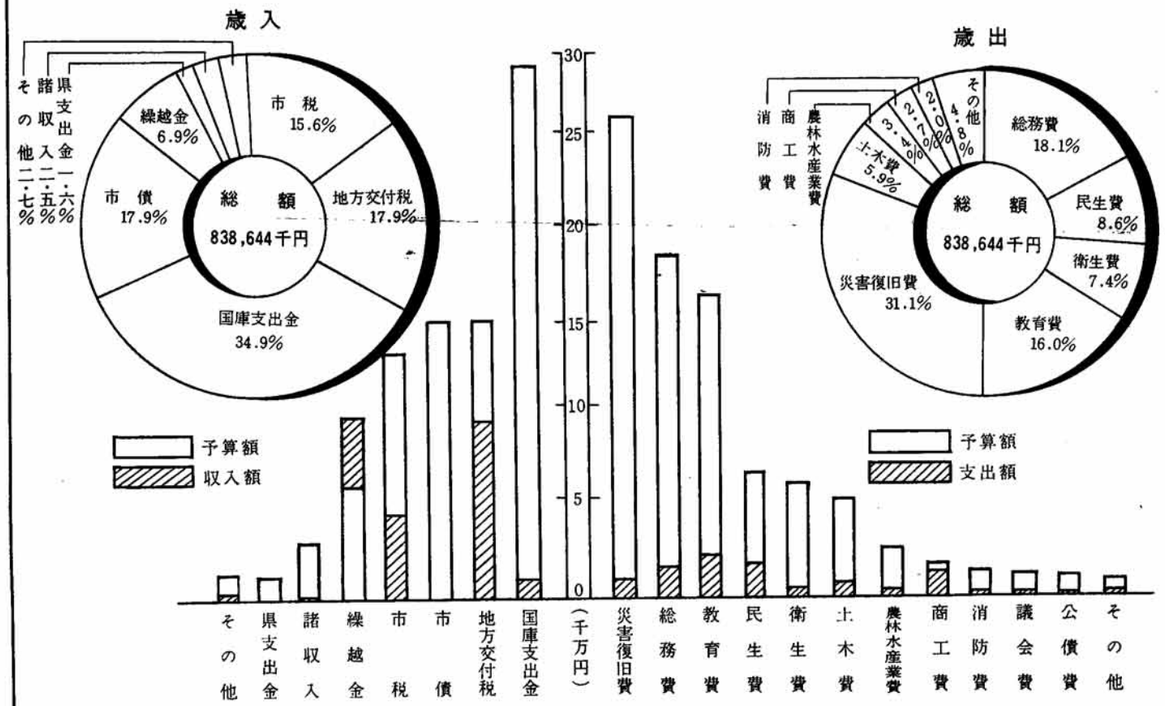

市債の借入状況

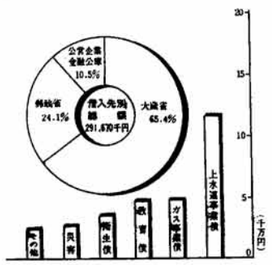

昭和39年度決算のあらまし

歳入歳出差引　82,965千円
内繰越明許繰越額　4,898千円
実質収支　78,067千円

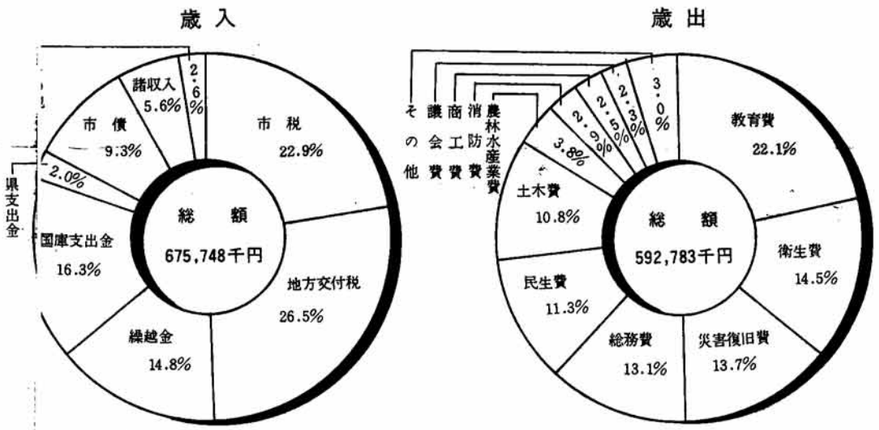

39年度決算

災害復旧費でふくれる

決算額 五億九、二七八万三千円

一般会計の歳入では、市税が前年度とくらべて四%増にとどまりました。これは地方税法の改正により個人市民税が減収となつたためです。市税の収納率は九六・一%で前年度の九六・四%よりやや低下しております。

市債は、し尿処理場＝二千百万円、下塩小学校、荷頃中学校＝一千四百万円、隔離病舎＝一千百万円、災害復旧＝五百九十万円、栃尾中学校プール＝百万円、などの建設事業費の増嵩が原因となつております。また、各種補助事業に対する地方の負担の増大が市町村の財政を苦しくしており改善が要望されているところです。

災害復旧を含む建設事業費は、前年度にくらべて一〇〇%も増加しており、歳出総額に対する割合は四五%強です。

歳出総額は、五億九千二百万円で前年度にくらべ四四%増加しています。この増加した主なものは、甚大な被害をうけた七・七水害の災害復旧をはじめ公共施設建設を重点事業とする事業費の増加と人件費、物件費等の義務的な経費の増嵩が原因となつております。また、各種補助事業に対する地方の負担の増大が市町村の財政を苦しくしており改善が要望されているところです。

その主なものは、学校建築＝三千七百万円＝し尿処理場＝五千四百万円＝学校プール＝七百万円、道路及び種染新設改良＝一千万円、土木、農地農業施設等の災害復旧＝五千万円、県工事の地元負担等です。

また、年度内に完成しなかつた伝染病隔離病舎の建築＝二千九百万円は、昭和四〇年度へ予算繰り越しをやり、その後順調に工事が進みこのほど完成しました。

むすび

以上、昭和三十九年度決算及び昭和四〇年度予算のあらましをお知らせしました。今後の財政の見とおしは、グラフでもおわかりのとおり災害復旧を主体とする建設事業に重点を置き、消費的経費は極力節約して投資的経費の増額に努めておりますが、財政は苦しくなる傾向です。今後は行政の本旨である市民福祉の増進を図るため財政の効率的な運用をすすめていく考えですから、歳入の中核をしめる市税の納入には特段のご理解とご協力をお願いする次第です。

昭和40年度一般会計費目別収支状況

（歳入）（単位 千円）

費目	6月末現在予算額	収入額	収入割合
市税	131,016	46,370	35.4%
地方交付税	150,000	84,222	56.1
分担金及負担金	9,558	1,092	11.4
使用料及手数料	5,934	1,300	21.9
国庫支出金	292,699	7,748	2.6
県支出金	13,011	0	0.0
財産収入	237	0	0.0
寄付金	6,760	0	0.0
繰越金	57,952	82,965	143.2
諸収入	20,977	931	4.4
市債	150,500	0	0.0
計	838,644	224,628	26.8

（歳出）

費目	6月末現在予算額	支出額	支出割合
議会費	15,807	3,700	23.4%
総務費	152,190	16,931	11.1
民生費	71,724	17,420	24.3
衛生費	62,277	4,412	7.1
労働費	1,963	180	9.2
農林水産業費	28,702	4,118	14.3
商工費	22,825	16,853	73.8
土木費	49,191	9,560	19.4
消防費	17,137	4,335	25.3
教育費	134,110	20,547	15.3
災害復旧費	260,534	8,903	3.4
公債費	14,909	789	5.3
諸支出金	6,275	2,000	31.9
予備費	1,000	0	0.0
計	838,644	109,748	13.1

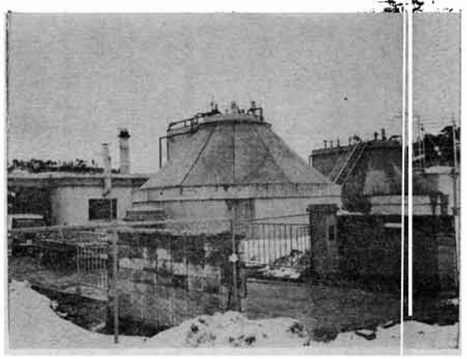

モダンにできあがつた一般会計事業

昭和39年度市税の徴収状況及び市民負担の状況

税目	調定額	収入額	収納率	人口1人当り（36,877人）	1世帯当り（7,537世帯）
	千円	千円	%	円	円
市民税	62,346	61,488	98.6	1,691	8,272
固定資産税	54,490	53,468	98.1	1,478	7,230
軽自動車税	3,547	3,504	98.8	96	471
たばこ消費税	16,656	16,656	100.0	452	2,210
電気ガス税	18,356	18,356	100.0	498	2,435
木材引取税	84	77	91.7	2	11
入湯税	18	18	100.0	0	2
滞納繰越分	5,467	1,167	21.3	148	725
計	160,964	154,734	96.1	4,365	21,356

昭和39年度特別会計決算の状況

（単位 千円）

会計名	歳入	歳出	差引
上水道事業	42,278	34,019	8,259
ガス事業	68,641	54,922	13,719
国民健康保険	85,646	74,750	10,896
公益質屋	2,270	47	2,223
伝染病	2,323	615	1,708

鉄筋コンクリート造りの下塩小学校校舎